

## 高知県健康診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第60条の規定に基づく高知県健康診断費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、結核予防事業を推進するため、法第53条の2第1項の規定により私立の学校又は施設の設置者(以下「補助事業者」という。)が当該年度に行った定期の健康診断(私立の大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く。)のうち、入学した初年度の生徒及び学生又は私立の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び障害者支援施設の入所者のうち、65歳以上の者(当該年度に65歳に達する者を含む。)に要する費用に対して法第60条の規定に基づき補助金を交付する。

(補助対象経費等及び補助限度額)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助額の算出方法については、法第60条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第26条の規定により、次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額を補助額とする。

- (1) 第3号の表の基準額欄に定める額
- (2) 次号の表の対象経費欄に定める経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

基準額	次に掲げる額の合計額 1 医療機関で100ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数× <u>506円</u> 2 医療機関で直接撮影(デジタル撮影を含む。)を受けた者の延べ数× <u>1,821円</u> 3 医療機関で喀痰検査を受けた者の延べ数× <u>5,170円</u>
対象経費	法第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な報酬、職員手当(特殊勤務手当)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 知事の承認を受けて、前号に規定する機械及び器具を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付しなければならないこと。
- (4) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示すること。
- (5) 補助事業者は、事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本指針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費

税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(9) 県税の滞納がないこと。

(補助金の変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の30パーセント以内又は10万円未満の減額変更をしようとする場合をいう。)をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 実施事業の新設又は廃止
- (3) 事業実施箇所の変更
- (4) 事業内容の重要な部分に関する変更

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第9条 規則第11条の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が終了した日から起算して2月を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(検査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(附 則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 3 月 9 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 7 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 12 月 3 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 8 条については、平成 20 年度は別に定める日までとし、やむを得ない事由により、その期日までに実施することができない場合は、別途協議することとする。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 4 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 2 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条、第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。